

報告事項について

<1. 化学物質対策>

- (1) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の施行状況について1
- (2) 化学物質審査規制法に基づく第一種特定化学物質に相当する化学物質に係る審議結果について.....3
- (3) TCPA及びソルベントレッド135中の副生HCBに係るBATレベルに関する報告書の公表について.....6
- (4) 化学物質環境実態調査の進捗状況について.....8
- (5) 化学物質の環境リスク初期評価(第5次とりまとめ)の結果について 11
- (6) 小児の環境保健に関する研究プロジェクトについて.....16
(別添)参考資料11:小児の環境保健に関する懇談会報告書

<2. 公害健康被害者の救済>

- (7) 局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査について.....18

<3. 水俣病対策>

- (8) 「水俣病」問題の広がり.....20
- (9) 水俣病発生地域環境福祉推進室の取組について.....21
- (10) 「水俣病問題に係る懇談会」提言書(概要).....22

<4. 毒ガス対策>

- (11) 環境省における毒ガス問題への最近の取組状況について.....26

1. 化学物質対策

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の施行状況について

平成18年12月6日
環境保健部化学物質審査室

1. 化学物質審査小委員会における審議状況

前回環境保健部会での報告以降（平成18年2月～11月）開催された化学物質審査小委員会（以下「審査小委員会」という。）における審議状況は、以下のとおり。

(1) 新規化学物質

第54～62回審査小委員会において、延べ298件について審査を行った。

① 通常審査の状況

- ・ 分解性、蓄積性、人への毒性及び動植物への毒性に係る試験結果が添付された届出13件に対して審査を実施。
- ・ 高分子化合物については、安定性試験等をもとに132件の審査を実施。
- ・ 良分解性化合物については、分解度試験をもとに12件の審査を実施。

② 低生産量新規化学物質の特例審査の状況

- ・ 難分解性であるが、高蓄積性でないと判定された物質については、毒性が不明であっても、製造・輸入数量の国内総量が10トン以下であること等について3大臣（環境大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣）の確認を受けることにより、製造・輸入が可能。これについて125件の審査を実施。
- ・ 上記の判定通知を受けた者が、製造・輸入予定数量の年間総量が10トンを超える場合等に、必要となる毒性試験の試験成績を提出することで、審査の継続を求めることが可能となっている。この審査の継続として16件の審査を実施。

(2) 既存化学物質

第54～62回審査小委員会において、計73物質について審議を行った。（生態影響の観点からは、うち29物質について審議を実施。）

表. 化学物質審査小委員会における平成18年2月～11月の審議物質数

	第54回 H18. 3. 24	第55回 H18. 4. 21	第56回 H18. 5. 26	第57回 H18. 6. 23	第58回 H18. 7. 4	第59回 H18. 7. 21
審議物質数	40	30	23	50	1	85
(新規化学物質)	(40)	(30)	(23)	(50)	(0)	(35)
(既存化学物質)	—	—	—	—	(1)	(50)
	第60回 H18. 9. 22	第61回 H18. 10. 27	第62回 H18. 11. 24			
審議物質数	41	70	31			
(新規化学物質)	(41)	(48)	(31)			
(既存化学物質)	—	(22)	—			

参考. 化学物質審査小委員会における審議物質数（平成16年度以降）

	H16年度	H17年度	H18年度 (4～11月)
審議物質数	412	432	331
(新規化学物質)	(338)	(318)	(258)
(既存化学物質)	(74)	(114)	(73)

2. 中間物等の特例に係る事前確認の状況

予定されている取扱いの方法等からみてその新規化学物質による環境の汚染が生ずるおそれがないものとして政令で定める場合（中間物、閉鎖系等用途、輸出専用品）は、3大臣の事前確認を受けることにより、審議会（審査小委員会）における毒性等の審査を受けることなく製造・輸入が可能となる。

平成18年度（平成18年11月末日まで）には99件の事前確認を実施した。

3. 規制対象物質の指定状況

規制対象物質の種類	指定物質数	規制等の措置内容
第一種特定化学物質 (難分解性、高蓄積性、人又は高次捕食動物への長期毒性あり)	15 (0)	製造・輸入の許可制、 使用の制限（事実上の 禁止）等
第二種特定化学物質 (難分解性、人又は生活環境動植物への長期毒性あり、環境中 に相当程度残留)	23 (0)	製造・輸入量の制限等
第一種監視化学物質 (難分解性、高蓄積性、人又は高次捕食動物への長期毒性不明)	25 (0)	製造・輸入量の実績の 届出等
第二種監視化学物質 (難分解性、人への長期毒性の疑いあり)	859 (17)	
第三種監視化学物質 (難分解性、生態毒性あり)	51 (51)	

(注) 指定物質数欄中のかっこ内は、前回環境保健部会以降に指定された物質数を表す。

4. 第一種特定化学物質の追加に係る審議

前回環境保健部会で報告したとおり、第50及び52回審査小委員会（平成17年11月及び平成18年1月開催）において、化学物質2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノールを第一種特定化学物質として指定することが適当との結論が得られている。

さらに、第58回審査小委員会（平成18年7月開催）において、当該物質が使用されている場合には輸入を禁止すべき製品に関する審議が行われ、化粧合板、塗料等の8品目を当該措置の対象とすることが適当との結論が得られたところ。

これを受け、現在、当該物質の第一種特定化学物質への指定及び輸入を禁止する第一種特定化学物質使用製品の指定に係る政令改正について、事務的な手続を進めているところ。

化学物質審査規制法に基づく第一種特定化学物質に相当する 化学物質に係る審議結果について

(お知らせ)

平成 18 年 7 月 4 日 (火)

環境省総合環境政策局環境保健部

企画課化学物質審査室

室 長 森下 哲 (内線 6309)

室長補佐 大井 通博 (内線 6324)

担 当 坂西 義史 (内線 6314)

本日開催されました中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会(第 58 回)において、2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノールに関し、この物質が使用されているものであって、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第13条第1項の規定に基づき輸入を禁止すべき製品について審議が行われましたのでお知らせします。

1. これまでの経緯等

2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(官報公示整理番号:5-3580,5-3604、CAS No.3846-71-7。以下「当該物質」という。)については、本年1月13日に開催された中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会(第52回)において審議が行われ、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号。以下「法」という。)第2条第2項の規定に基づく第一種特定化学物質として当該物質を指定することが適当である。」との結論が得られています。

第一種特定化学物質に指定されると、その製造・輸入は許可制(事実上禁止)となる(法第6条、第11条)とともに、当該物質が使用されている製品の輸入についても政令で定めるところにより規制される(法第13条第1項)こととなります。

2. 審議結果

本日開催された中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会(第 58 回)において、当該物質が使用されているものであって、法第13条第1項の規定に基づき輸入を禁止すべき製品について審議が行われ、次のとおりとすることが適当であるとの結論が得られました。

当該物質が使用されているものであって、輸入を禁止すべき製品について

法第13条第2項の規定に基づき海外における当該物質の使用の事情等を考慮し、次に掲げる8品目の製品について、同条第1項の規定に基づき、当該物質が使用されているものの輸入を禁止することが適当である。

- ① プラスチック樹脂成型品
- ② 特殊合板(化粧板)
- ③ ワックス
- ④ 塗料
- ⑤ 接着剤
- ⑥ 印刷・感光材料(グラビアインキ、インキリボン、印画紙添加剤、感熱フィルムラベル、昇華型熱転写記録材)
- ⑦ シーリング材、補修材
- ⑧ 芳香剤

3. 今後の対応

本日の議題については、平成18年6月30日に化学物質審議会において審議が行われ、同様の結論が得られています。また今後、薬事・食品衛生審議会化学物質安全対策部会^(注)においても審議が行われる予定となっています。

今後、各審議会における審議結果を踏まえ、厚生労働省、経済産業省及び環境省は、パブリックコメント及びWTO通報等の手続きを行い、当該物質の第一種特定化学物質としての指定及び輸入を規制する製品の指定を行うための政令の改正を行うこととしています。

(注)平成18年7月11日(火)開催予定

当該物質の概要

(1) 名称

2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール

(2) 化学物質審査規制法における扱い(現状)

当該物質は、自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであることが既に判明しており、平成16年に化学物質審査規制法に基づく第一種監視化学物質に指定され、毎年度の製造・輸入量の届出制、必要な場合の有害性の調査の指示等の規制の対象となった。

平成17年11月18日に開催された3省合同審議会¹において「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある」可能性が示され、本年18年1月13日には薬事・食品衛生審議会、化学物質審議会及び中央環境審議会において、当該物質を化学物質審査規制法に基づく、第一種特定化学物質として指定すべきとの結論が得られたところ。

1 平成17年度第7回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会第49回審査部会及び第50回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会合同会合

(3) 製造・輸入及び使用の状況

当該物質は日本国内で年間約120トン製造され、そのうち約30トンが国内で使用されている。昨年11月18日開催の3省合同審議会の審議結果を受け、国内製造者及び輸入者は今後、製造及び輸入を行わないとの意向を示している。

当該物質は、主にプラスチック樹脂用の紫外線吸収剤として用いられている。当該物質が使用されている製品としては、プラスチック建材、自動車部品、塗料等多岐にわたっていたことが判明した。なお、いずれのケースも各樹脂内に含まれる当該物質の量は1%未満程度である。

(5) その他安全性に関する情報

これまでに実施された試験等により判明した当該物質の安全性に関する情報は以下のとおりである。なお、環境省においては、当該物質の環境中濃度の測定を進めているところである。

- これまで当該物質による人の健康被害は確認されていない。
- 本物質の急性毒性は低く、ラットに体重1kg当たり1gを単回投与しても特段の異常は見られておらず、人に対して毒性影響を生じるとは考えにくい。
- 当該物質はプラスチック樹脂等に取り込まれた状態で使用されるが、製品の中には、通常使用の状態において水や洗剤に触れる等、当該物質の溶出の可能性が否定できない環境において用いられているものもある(浴槽等)。このため、製品サンプルの溶出試験及び安全性の評価を行った。その結果、製品からの溶出は直接暴露による人に対する健康影響は想定されないレベルであった。

TCPA及びソルベントレッド135中の副生HCB に係るBATレベルに関する報告書の公表について

平成18年12月6日
環境保健部化学物質審査室

(平成18年11月9日発表資料より抜粋)

1. 報告書とりまとめの背景・経緯

本年2月に、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）に基づく第一種特定化学物質^(※)であるヘキサクロロベンゼン（以下「HCB」という。）が、テトラクロロ無水フタル酸（以下「TCPA」という。）の合成過程において副生する事例が報告された。

TCPAは、染料・顔料の原料として用いられており、様々な樹脂の着色を通して多岐にわたる製品に用いられています。その中には、自動車のテールランプ用赤色顔料等のように最終製品の性能維持等の観点から直ちに他の物質への代替が困難な場合がある。

第一種特定化学物質については、たとえ不純物としての非意図的な副生であっても原則としては許容されるべきではない。しかしながら、技術的に副生がどうしても不可避なケースについては、人健康への被害又は環境の汚染を生じるおそれがないことを前提とし、かつ、これを供給する事業者によって副生量の低減に向けた最大限の努力が行われる場合に限り、当該副生物を規制対象としないことが適当と考えている。

すなわち、副生する第一種特定化学物質を可能な限り抑制するとの観点から、「利用可能な最良の技術（BAT: Best Available Technology/Techniques）」を適用し、第一種特定化学物質を「工業技術的・経済的に可能なレベル」まで低減することが必要である。このため、化審法を所管する厚生労働省、経済産業省及び環境省は、副生する特定化学物質に関するBATの観点に立った削減レベルを検討するため、本年4月、専門家からなる「副生する特定化学物質のBAT削減レベルに関する評価委員会」（以下単に「委員会」という。）を設置し、TCPA及びこれを原料とする顔料（ソルベントレッド135）中の副生HCBに係る削減レベルについて検討を行ってきた。

委員会における検討成果は、本年8月、報告書案の形で公表した。これに対するパブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ、委員会において再度検討を行った結果、報告書がとりまとめられ、これを本年11月9日に公表したところ。

(※) 第一種特定化学物質：製造、輸入及び使用が原則禁止されている化学物質

2. 報告書の骨子

- T C P A及びそれを原料とする顔料ソルベントレッド135に含有される副生H C Bの抑制・削減技術について工業技術的・経済的な観点からB A Tを評価。
- その結果、副生H C Bの含有量に関する「B A Tレベル」として、T C P Aについては200ppm、ソルベントレッド135については10ppmを提案。

なお、上述のとおり、副生する特定化学物質については従来からB A Tの観点に立って削減すべきとの考えに立っていたが、その考えに基づき特定の化学物質について数量的な基準が示された例は今回が初めてである。

3. 環境省における対応

環境省としては、化審法を共管する厚生労働省及び経済産業省とともに、報告書で提案されたB A Tレベルを踏まえた副生H C Bの低減について関係事業者の対応を求めていくこととしている。

さらに、本件を含め、各種製品中に含有される有害化学物質への懸念が高まっていることから、製品中有害化学物質モニタリングの構築等の対応を進めていく予定である。

化学物質環境実態調査の進捗状況について

平成18年3月3日（金）
環境省環境保健部環境安全課
課長：上家 和子
保健専門官：吉田 佳督（内線6361）
調査係長：川村 太郎（内線6355）

平成18年3月2日に開催された中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会（櫻井治彦委員長、中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長）において、

- ① 平成16年度化学物質環境実態調査結果が取りまとめられたほか、
- ② 平成17年度化学物質環境実態調査の進捗状況の環境省からの報告
- ③ 平成18年度化学物質環境実態調査の実施方針についての審議

が行われましたのでお知らせします。

①の平成16年度化学物質環境実態調査結果については、今年度中に冊子「化学物質と環境」として公表いたします。

1. 平成16年度化学物質環境実態調査結果のまとめ

(1) 平成16年度化学物質環境実態調査の検討の経緯

環境省においては、化学物質による環境汚染の未然防止並びに汚染の早期発見及び適切な化学物質対策の立案に資するため、調査対象物質を平成16年度化学物質環境実態調査物質選定検討会（平成16年4月28日及び同年5月19日に開催）において選定し、平成16年度に、初期環境調査、暴露量調査及びモニタリング調査からなる目的別の調査を実施した。

当該目的別調査の結果について、「初期環境調査の結果に関する精査検討実務者会議」（平成17年7月5日及び同年9月9日に開催）、「初期環境調査の結果に関する解析検討実務者会議」（平成17年12月13日及び平成18年1月17日開催）及び「モニタリング及び暴露量系調査の結果に関する解析検討実務者会議」（平成17年11月24日及び平成18年1月26日開催）における検討を経て、第10回中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会（平成18年3月2日開催）において取りまとめられた。

(2) 初期環境調査

平成16年度は、初期環境調査として、22物質(群)、延べ30物質(群)・媒体について調査を実施した。その結果は次のとおりである。

水質は10物質(群)について全国延べ33地点で調査を実施し、2物質(群)が検出された。底質は7物質(群)について全国延べ28地点で調査を実施し、4物質(群)が検出された。水生生物は4物質(群)について全国延べ9地点で調査を実施し、2物質(群)が検出された。大気は9

物質(群)について全国延べ25地点で調査を実施し、7物質(群)が検出された。

昭和49年度から平成16年度まで、累計837物質(群)について調査を行った。うち、381物質(群)が一般環境から検出されたこととなる。

(3) 暴露量調査

平成16年度は5物質(群)、延べ8物質(群)・媒体について、水質は41地点(ヘキサンについては20地点)で2物質(群)を、大気は20地点(ヘキサンについては18地点)で3物質(群)を、食事は50家庭で2物質(群)を、室内空気は68家屋で1物質(群)の調査を実施した。調査対象の5物質(群)延べ8物質(群)・媒体のうち、N,N'-ジメチルドデシルアミン=N=オキシドが水質、ヘキサンが大気、PFOSが食事及び大気、PFOAが大気から検出された。

(4) モニタリング調査

平成16年度は、POPs(Persistent Organic Pollutants)条約の対象物質であるPCB類、HCB、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT類、クロルデン類、ヘプタクロル類、トキサフェン類及びマイレックスを含む11物質(群)延べ43物質(群)・媒体について調査を実施した。

モニタリング調査は水質40地点11物質(群)、底質63地点11物質(群)、生物22地点(貝類7地点、魚類14地点、鳥類2地点)11物質(群)及び大気37地点10物質(群)を対象に調査を行った。

POPsについては水質及び底質のトキサフェン類を除き、調査を実施した全物質・媒体から検出された。また、ヘキサブロモベンゼンは底質、生物(魚類)及び大気から、有機スズ化合物については底質及び生物(魚類)から検出された。

今年度の調査においても、国内で使用記録のないトキサフェン類、マイレックスが生物及び大気中が検出された。また、生物試料については、PCB類、DDT類等が人口密集地帯近傍の沿岸域の魚で高めの傾向を示したのに対し、トキサフェン類は沖合の回遊魚の方が高めの傾向を示した。

一方、保存試料のうち平成6、7、9、10、11、12、13年度に採取された東京湾のスズキ、平成6及び13年度に採取された大阪湾のスズキ、並びに平成5年度に採取された徳島県のイガイを対象に、新しい高感度分析手法で再度分析を行った結果、採取当時には検出下限以下とされてきた化合物の濃度レベルが明らかになった。

東京湾のスズキに含まれるPOPs濃度は、いずれの物質も最近10年間はおおむね横ばいであった。平成14年度以降の分析で明らかになってきた各地点の生物中POPs濃度に見られる組成上の特徴、例えば東京湾のスズキにおけるDDT類中o,p'-DDEの相対比率の高さ、大阪湾のスズキにおけるHCH類中β-HCHの寄与率の高さ、徳島県のイガイにおけるクロルデン類中cis-

Chlordaneの比率の高さなどは、いずれも10年前の試料でも認められ、それぞれの海域毎の特徴ではないかと考えられる。

2. 平成17年度化学物質環境実態調査の進捗

平成17年度からの化学物質環境実態調査は、化学物質対策関連部局と連携を密にし、施策の策定に資する調査となるように、調査体系を「初期環境調査」「詳細環境調査」「暴露量調査」「モニタリング調査」及び「ヒト生体試料調査」の5つに改めたことや、化学物質環境実態調査の支援事業として、「暴露量推計支援事業」「環境試料保存事業」及び「分析法開発事業」についても精力的に取り組んでいることを報告した。

3. 平成18年度化学物質環境実態調査の実施方針

化学物質対策施策を遂行するためには、環境中の残留実態を把握することが必須であることから、化学物質対策関連部局からの要望を受け、調査を行うものとする。具体的には、調査は、目的、調査媒体、要求感度から、「初期環境調査」「詳細環境調査」「暴露量調査」「モニタリング調査」「ヒト生体試料調査」及び「暴露量推計支援事業」に分類して実施することとする。

あわせて、具体的な実施方針として、対象物質の選定方針を説明し、さらに、平成18年度からは、上半期の調査を基本としつつ、第2期調査として、時期を考慮すべき物質や季節変動の影響を考慮すべき物質に関する調査を実施することとした。

化学物質の環境リスク初期評価（第5次とりまとめ）の結果について

平成18年10月18日（水）
環境省総合環境政策局環境保健部
環境安全課環境リスク評価室
室長 北窓 隆子（内線6340）
室長補佐 中村 邦彦（内線6344）
室長補佐 塚田源一郎（内線6341）
室長補佐 長谷川 学（内線6343）

環境省は、化学物質による環境汚染を通じて人の健康や生態系へ好ましくない影響を与えることを未然に防止するため環境リスク初期評価（第5次とりまとめ）を実施し、その結果について、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会の審議を経てとりまとめた。その結果、健康リスク初期評価では2物質が、生態リスク初期評価では3物質が、それぞれ「詳細な評価を行う候補」とされた。

「詳細な評価を行う候補」とされた物質については、関係部局との連携と分担の下で、詳細な評価の実施を含めた対応を図ることとしている。

1. 趣旨・目的

世界で約10万種、我が国で約5万種流通していると言われる化学物質の中には、人の健康及び生態系に対する有害性を持つものが多数存在しており、これらは環境汚染を通じて人の健康や生態系に好ましくない影響を与えるおそれがある。

こうした影響を未然に防止するためには、「潜在的に人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす可能性のある化学物質が、大気、水質、土壌等の環境媒体を経由して環境の保全上の支障を生じさせるおそれ」（環境リスク）について定量的な評価を行い、その結果に基づき適切な環境リスクの低減対策を進めていく必要がある。

このため、環境省では、平成9年度より化学物質の環境リスク初期評価に着手し、その結果を4次にわたりとりまとめ、「化学物質の環境リスク評価」（第1巻～第4巻）として公表してきたところである。この中で「詳細な評価を行う候補」とされた物質については、関係部局との連携のもとに必要に応じ行政的対応を図ってきたところである。

2. 環境リスク初期評価の内容

(1) 環境リスク初期評価の概要

化学物質の環境リスク評価とは、評価対象とする化学物質について、

- ① 人の健康及び生態系に対する有害性を特定し、用量（濃度）－反応（影響）関係を整理する「有害性評価」、
- ② 人及び生態系に対する化学物質の環境経由のばく露量を見積もる「ばく露評価」を行い、
- ③ 両者の結果を考慮することによってリスクの程度を判定するものである。

ここでは、環境リスク管理のための施策を念頭に置きつつ、多数の化学物質の中から相対的に環境リスクが高そうな物質をスクリーニングするための初期評価として、健康リスク及び生態リスクにわたる「環境リスク初期評価」を実施している。初期評価では環境にとって高いリスクがある物質を誤って見過ごしてしまう危険性を可能な限り小さくするため、有害性評価ではより感受性（sensitivity）の高い知見を利用したり、ばく露評価では検出最大濃度を利用するなどにより、安全サイドにたったりリスク評価を行っている。

(2) 評価対象物質

環境リスク初期評価の目的にかんがみ、未だリスク評価及びリスク管理が行われていない物質の中から、優先度が高いと考えられる新たな化学物質を評価対象物質として、PRTR対象物質、化学物質審査規制法の指定化学物質（現在は第二種監視化学物質）等の中から選定している。また、過去に環境リスク初期評価又は生態リスク初期評価を実施した物質のうち、その後得られた情報、知見等を踏まえて再評価が必要となったものを、生態リスク初期評価の対象として選定している。

(3) 評価実施物質数

環境リスク初期評価の効果的かつ体系的な実施の観点から、以下の評価を実施した。

- ・健康リスク及び生態リスクに係る環境リスク初期評価（23物質）
- ・追加的に実施した生態リスク初期評価（6物質）

(4) 評価の方法

今回の環境リスク初期評価の実施に当たり、「化学物質の環境リスク初期評価ガイドライン」のうち以下の点を充実させている。

- ・評価対象物質の物理化学的性状等の体系的なデータをモデル予測やリスク評価に活用
- ・ばく露評価における環境媒体間の分配割合の予測方法を改善
- ・生態リスク初期評価における知見の信頼性や利用可能性の確認

(5) 留意事項

本初期評価はスクリーニングを目的として、限られた情報に基づきリスクの判定を行い、詳細な評価を行う候補物質を抽出するものであり、今回の結果を受け直ちに環境リスクの低減対策等が必要であると判断すべきものではない。

3. 環境リスク初期評価等の結果

(1) 環境リスク初期評価の結果

環境リスク初期評価を実施した23物質の評価結果は以下のとおりである。

	健康リスク初期評価	生態リスク初期評価
A. 相対的にリスクが高い可能性があり「詳細な評価を行う候補」	【2物質】 クロトンアルデヒド ベンゾ[a]ピレン	【3物質】 p-クロロアニリン ジフェニルアミン ベンゾ[a]ピレン
B. リスクはAより低いと考えられるが「関連情報の収集が必要」	【0物質】	【2物質】 2-アミノエタノール 2,6-ジニトロトルエン
C. 相対的にリスクは低いと考えられ「更なる作業を必要としない」	【13物質】 2-アミノエタノール、2,4-キシレノール、2,6-キシレノール、2,3-ジニトロトルエン、2,4-ジニトロトルエン、2,5-ジニトロトルエン、3,4-ジニトロトルエン、3,5-ジニトロトルエン、ジフェニルアミン、m-トルイジン、p-トルイジン、ヒドロキノン、ポリ塩化ターフェニル	【9物質】 2,4-キシレノール、2,6-キシレノール、o-クレゾール、m-クレゾール、p-クレゾール、2,4-ジニトロトルエン、1,1,2-トリクロロエタン、m-トルイジン、p-トルイジン
D. 得られた情報では「リスクの判定ができない」	【8物質】 アントラセン、グルタルアルデヒド、o-クレゾール、m-クレゾール、p-クレゾール、p-クロロアニリン、2,6-ジニトロトルエン、1,1,2-トリクロロエタン	【9物質】 アントラセン、グルタルアルデヒド、クロトンアルデヒド、2,3-ジニトロトルエン、2,5-ジニトロトルエン、3,4-ジニトロトルエン、3,5-ジニトロトルエン、ヒドロキノン、ポリ塩化ターフェニル

(2) 追加的に実施した生態リスク初期評価の結果

環境リスク初期評価を実施した23物質のほかに、6物質を対象として追加的に生態リスク初期評価を行った。ここで実施した生態リスク初期評価の方法は、上記環境リスク初期評価の中で実施したものと同一である。

判定を行うことのできた3物質の評価結果は以下のとおりである。

A. 相対的にリスクが高い可能性があり「詳細な評価を行う候補」	【0物質】
B. リスクはAより低いと考えられるが「関連情報の収集が必要」	【1物質】 シス-1,2-ジクロロエチレン
C. 相対的にリスクは低いと考えられ「更なる作業を必要としない」	【2物質】 1-オクタノール オクタブロモジフェニルエーテル

4. 今後の対応

(1) 評価結果の情報提供

評価結果は、「化学物質の環境リスク評価 第5巻」としてとりまとめるとともに、物質ごとに評価文書の概要を要約したプロフィールを作成し、インターネットを活用して広く公表する。

(2) 詳細評価等の実施

環境リスクの判定の結果、「詳細な評価を行う候補」とされた物質については、関係部局との連携と分担の下で詳細な評価の実施を含めた対応を図る。また、化管法の対象とされていない物質については、現在検討が進められているPRTR制度の見直しの一環で、製造量・輸入量、排出量・移動量等を適切に把握できるよう、対象物質として追加することを検討する。

① 健康リスク初期評価により詳細な評価を行う候補とされた2物質

クロトンアルデヒドについては、室内空気の吸入ばく露によるリスクが高い可能性があるため、本評価結果を関係機関に連絡し、その対応を見守ることとする。なお、一般環境大気からの吸入ばく露については、関係部局との連携の下で引き続き情報収集を進めることとする。

ベンゾ[a]ピレンについては、一般環境大気からの吸入ばく露及び地下水・食物からの経口ばく露について詳細な評価を行う候補とされている。一般環境大気からの吸入ばく露については、当該物質は大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質対策において優先取組物質と位置づけられていることから、今後とも一般環境大気中におけるモニタリングを継続するとともに、健康リスク初期評価により得られた知見を関係部局による有害大気汚染物質に係る取組の検討等に活用していくこととする。地下水・食物からの経口ばく露については、食物からのばく露によるリスクが考えられ、生物濃縮性が一定程度認められることから、食物からのばく露の可能性に関する情報を中心に引き続き情報収集を行うこととする。

② 生態リスク初期評価により詳細な評価を行う候補とされた3物質

生態毒性に関する知見や、生態リスク初期評価では十分には明らかになっていない発生源に関する知見等を充実させつつ、生態リスクの詳細な評価を優先的に進めることを検討することとする。具体的には、生態リスク初期評価により得られた知見を、関係部局による水生生物の保全のための水質目標の設定の必要性の検討に反映させていくこととする。

また、p-クロロアニリン及びジフェニルアミンについては、化学物質審査規制法の第三種監視化学物質（高濃縮性は有さないものの、難分解性を有し、かつ生態毒性を有する物質）として指定されている。同法に基づき毎年の製造・輸入量を監視するとともに、必要に応じ事業者に対する有害性調査指示等の対応を図っていくこととする。

(3) 情報の収集

環境リスクの判定の結果、情報の収集が必要とされた物質や、リスクの判定ができなかった物質については、関連情報を収集の上、その情報に応じて今後必要な初期評価を行う。

(4) 環境リスク評価の計画的な実施と幅広い活用

- ① 化学物質の環境リスク管理に関連する施策及び調査との緊密な連携を図りつつ、環境リスク初期評価を計画的に実施していく。
- ② 環境リスク初期評価の過程で収集整理された幅広い科学的知見については、PRTR対象物質の中から化学物質管理に優先的に取り組む必要のある物質の選定、既存化学物質点検、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）の我が国への導入等を含む様々な場面で活用を図る。

(5) 今後の課題

- ① 環境リスク初期評価に必要となる物性情報の集積を進めるとともに、PRTRデータの活用等によるばく露評価の高度化を図る。
- ② OECD等における試験法及び評価手法に関する検討状況を適切に把握し、新たな知見等を環境リスク初期評価に速やかに反映させる。既に環境リスク初期評価を行った物質であっても、その後内外で評価手法の見直し等が行われたものについては、速やかに再評価を実施する。生態リスク初期評価については、国内外におけるリスク評価の動向を踏まえて評価手法の更なる改善を図る。

小児の環境保健に関する研究プロジェクトについて

背景

- 近年、子供に対する環境リスクが増大しているのではないかと懸念があり、国際的にも子供の環境保健に関心が払われている。
- 小児の脆弱性や小児を取り巻く環境と健康影響との関わりについてはなお未解明な点が多く、小児の環境保健政策は発展段階。

小児の環境保健に関する懇談会

- 我が国における小児環境リスク評価の取るべき対応策について取りまとめるために「小児の環境保健に関する懇談会」を開催
- 研究基盤の整備、小児環境保健に関する研究の推進等の重要性が提言

提言

事業概要

- 研究基盤の整備
 - ・競争的資金の導入
 - ・研究拠点群の形成
 - ・人材養成
 - ・科学的知見の収集及び国際的研究動向の把握
- 以下の重点プロジェクト研究を実施
 - ・小児の環境中の化学物質に対するばく露評価のためのデータ整備
 - ・小児の感受性要因に着目した健康影響評価手法の開発
 - ・小児を取り巻く環境と健康との関連性に関する疫学調査
 - ・小児環境保健に関連する福祉施策の研究
 - ・小児環境保健に係るリスクコミュニケーション

施策の効果

- 小児特有のばく露や脆弱性に着目した化学物質等の環境リスク評価の推進
- 適切な環境リスク評価に基づく環境リスク管理の実施
- 次世代育成に係る健やかな環境の実現

2. 公害健康被害者の救済

局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査について

594百万円（ 555百万円）

環境省環境保健部企画課保健業務室

1. 事業の概要

幹線道路沿道の局地的大気汚染と健康影響との関係については、十分な科学的知見がなく、国会における附帯決議において早期に調査を実施することが求められるとともに、大気汚染による健康影響に係る訴訟においても大きな争点となってきた。

平成17年度から平成22年度まで幹線道路沿道の住民を対象とした大規模な疫学調査「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査－そら（SORA）プロジェクト－」を実施し、幹線道路沿道における局地的大気汚染と呼吸器疾患との関係についての解明を行うものである。

2. 事業計画

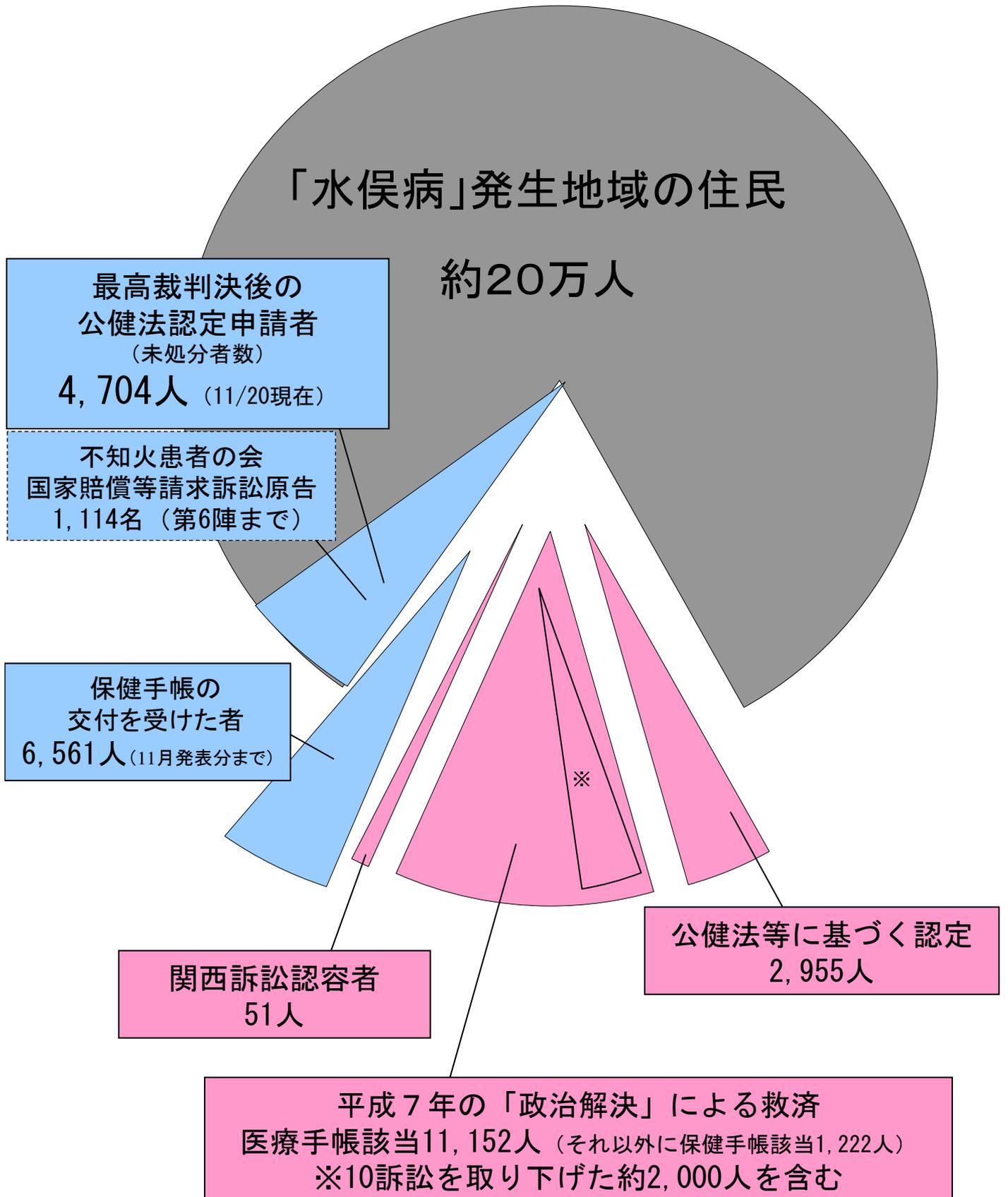
- (1) 学童（小学生）を対象とした5年間の追跡（コホート）調査（愛称：そら（SORA）しらべ隊）を平成17年度から開始したところであり、平成19年度以降も継続して調査する。（平成17年度から平成22年度）
- (2) 幼児を対象とした症例対照研究を平成18年度から開始したところであり、平成19年度以降も継続して調査する。（平成18年度から平成22年度）
- (3) 成人を対象とした調査を実施する予定。（平成19年度から平成22年度）

3. 施策の効果

従来から医学的知見が不十分とされてきた幹線道路沿道の局地的大気汚染と呼吸器疾患との関係について、新たな知見を加え評価を行うことが出来る。

3. 水俣病対策

「水俣病」問題の広がり



水俣病発生地域環境福祉推進室の取組について

1. 発足日

平成 18 年 9 月 21 日

2. 発足の趣旨

水俣病被害者の救済策と水俣病発生地域の地域づくり対策は車の両輪。このうち、地域づくりの対策、すなわち、

- ・ 水俣病発生地域の再生・融和（もやい直し）
- ・ 水俣病被害者に関連する医療と地域福祉を連携させた取組

を、県や地元市町と連携して一層推進するため、室を設けるもの。

3. 室 員

室 長 1

副室長 2

室 員 8

* 環境省の他、熊本県、水俣市から派遣。

4. 取組状況

水俣病発生地域環境福祉推進室は、発足以降、以下の取組を行っている。

○ 10 月 16 日（月）

水俣病発生地域環境福祉推進連絡会議（水俣地域第 1 回）

水俣病発生地域における地域づくりに関する意見交換会

○ 10 月 25 日（水）

水俣病発生地域環境福祉推進連絡会議（新潟地域第 1 回）

○ 11 月 6 日（月）～ 9 日（木）

被害者団体からの意見聴取

○ 11 月 8 日（水）

水俣病発生地域環境福祉推進連絡会議（水俣地域第 2 回）

「水俣病問題に係る懇談会」提言書（概要）

平成 18 年 9 月 19 日

「水俣病問題に係る懇談会」（以下「懇談会」）は、水俣病公式確認から 50 年を迎えるにあたって、水俣病問題の社会的・歴史的意味を包括的に検証し、その教訓をもとに、今後取り組むべき行政や関係方面の課題を提言するために、環境大臣の私的懇談会として設けられた。

懇談会は計 13 回にわたり議論を重ね、先ず水俣病被害者に対し早急に救いの道を作ること、そして水俣病問題を巡る教訓を将来に生かすことが必要だとの共通の想いのもとに、水俣病を巡る行政の失敗に目を向け、そこから将来に向けての教訓を汲みだし、今後の行政の行動の方向を示すべく努力した。「いのちの安全」の危機管理体制、被害者の苦しみを償う制度づくり、「環境・福祉先進モデル地域」の構築など、その提言は多岐にわたる。

本懇談会の提言の実現は、決して容易ではなく、また、時間がかかるものも含まれている。しかしながら、行政が、常に「2.5 人称の視点」をもち、粘り強く取り組むことを強く求めたい。

*注：「2.5 人称の視点」とは、公的な立場の専門的職業人が、あくまでも冷静な「3 人称の視点」を失わないようにしつつ、事件の当事者である被害者（1 人称）や家族（2 人称）の視点を合わせもつこと（《これが自分の親や連れ合いや子どもだったら、どんな気持ちでいるだろうか、今一番求められているのは何だろうか》という視点）をいう。

懇談会の提言の主要な柱は次のとおり。

- (1) 国民のいのちを守る視点を行政施策の中で優先事項とすることを行政官に義務づける新しい「行政倫理」を作り、その遵守を、各種関係法規の中で明らかにすること。

とくに苦しむ被害者や社会的弱者のいる事案に関しては、行政官は「行政倫理」の実践として、「乾いた 3 人称の視点」ではなく、「潤いのある 2.5 人称の視点」をもって対処すべきことを、研修等において身につけさせること。

(2) 各省庁に「被害者・家族支援担当部局」を設けること。

*注：「被害者・家族支援担当部局」とは、公害・薬害・食品被害の被害者、産業事故・都市災害・不良工業製品（商品）の事故・建築物災害の被害者、医療事故の被害者、経済事件の被害者、インターネット上の情報被害者（中傷、名誉毀損等）などの訴えと相談に対応し、必要に応じて被害者・家族に対する支援の態勢を組む組織のこと。

(3) 時代の潮流は、政府全体として公害、薬害、食品被害、産業災害、事故等の被害者を支えるための「被害者支援総合基本計画」（仮称）の策定をすべき時期に来ている。

(4) 公害、薬害、食品被害、産業災害、事件等の原因究明と安全勧告の権限を持つ常設の「いのちの安全調査委員会」（仮称）を設置すること。

*注：「いのちの安全調査委員会」（仮称）は、国民の生命と健康に危険を及ぼすようなさまざまな危険な事象・事件が発生した場合に、その原因究明と事件の構造的問題の解明にあたるとともに、被害の拡大防止策や再発防止策や普遍性のある教訓などについて積極的な勧告・提言を行う。

(5) すべての水俣病被害者に対して公正・公平な対応を目指し、いまだ救済・補償の対象になっていなかった新たな認定申請者や潜在する被害者に対する新たな救済・補償の恒久的な枠組みを早急に打ち出すこと。

(6) 熊本・鹿児島両県の認定審査会が長期にわたって機能を停止しているのは異常事態であり、国は両県と連携し待たされている被害者の身になって、責任をもって早急に認定審査再開の方策を立てるべきである。

(7) 国は関係地方自治体等と連携して、水俣地域を「福祉先進モデル地域」（仮称）に指定し、水俣病被害者が高齢化しても安心して暮らすことのできるような総合的な福祉対策を積極的に推進すること。その中で胎児性水俣病患者の福祉対策には格別の配慮が必要である。

新潟水俣病の被害者に対しても、同質の福祉対策を取ること。

(8) 水俣地域の人々の「もやい直し」の活動を積極的に支援すること。

(9) 国は水俣地域を「環境モデル都市」（仮称）に指定し、関係地方自治体等と連携して、地域の環境、経済、社会、文化にわたる再生計画を積極的に支援すること。

- (10) これら「福祉先進モデル地域」(仮称)と「環境モデル都市」(仮称)の取り組みを総合的で持続性のあるものとするには、二つを一本化して「環境・福祉先進モデル地域」とし、立法化の措置も視野に入れた制度化が必要であろう。
- (11) 水俣病の被害の全貌を明らかにするための総合的な調査研究を推進すること。
- (12) 「水俣病・環境科学センター」(仮称)を設立するなど、首都圏にも水俣病の研究と学びと情報発信の拠点を設けること。

(参考) 水俣病問題に係る懇談会 委員名簿

- (座長) 有馬 朗人 (財)日本科学技術振興財団会長、元文部大臣、元東大総長
加藤タケ子 社会福祉法人さかえの杜 小規模通所授産施設ほっとはうす施設長
金平 輝子 日本司法支援センター理事長
亀山 継夫 元最高裁判所判事、東海大学専門職大学院実務法学研究科長
鳥井 弘之 元日本経済新聞社論説委員、東京工業大学原子炉工学研究所教授
丸山 定巳 前熊本大学文学部教授、久留米工業大学工学部教授
柳田 邦男 ノンフィクション作家
屋山 太郎 政治評論家
吉井 正澄 前水俣市長

(敬称略、五十音順)

* 嘉田由紀子 (元京都精華大学人文学部教授、前環境社会学会会長) は平成 18 年 4 月に辞任。

4. 毒ガス対策

平成 18 年 12 月 1 日現在

環境省における毒ガス問題への最近の取組状況について

全般	茨城県神栖市		神奈川県寒川町・平塚市 千葉県習志野(習志野市、 船橋市、八千代市)	B/C 事案等
	健康影響に係る緊急措置等	汚染源調査		
<ul style="list-style-type: none"> 15年6月6日 「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について」閣議了解。 15年6月末～7月中旬 昭和48年「旧軍毒ガス弾等に関する全国調査」フォローアップ調査を各省庁、都道府県等へ依頼。 15年11月28日 全国調査結果を公表。既に判明しているもの以外に切迫した事案はなかったが、138 に整理した事案を陸域4分類(A～D事案)と水域に分類。 15年12月16日 「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」閣議決定。 15年12月17日 第1回国内における毒ガス弾等に関する関係省庁連絡会議開催。毒ガス情報センター発足。 	<ul style="list-style-type: none"> 15年3月 飲用井戸から環境基準の 450 倍のヒ素検出(通称「A井戸」)、旧軍の毒ガス由来の可能性が高い有機ヒ素(ジフェニルアルシン酸)と判明。住民に健康影響。西方の井戸からも検出。 15年3月21日 ヒ素水質基準超過飲用井戸の飲用自粛を要請及び上水道への転換を促進。 15年6月6日 健康被害に係る緊急措置事業要綱を取りまとめ。健康被害を受けた住民に対し医療費等の給付、健康管理調査を開始。 15年6月30日 申請の受付開始 16年2月25日 A・B地区を中心とした地域内での飲水中止を要請。 <p>【最近の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急措置事業の状況 申請者 552名 医療手帳対象者 152名 うち健康管理調査対象者 30名 18年11月22日 ジフェニルアルシン酸等の健康影響及びラットを用いた毒性試験について、これまでの調査結果を公表。 <p>【今後の課題】 緊急措置事業は事業開始5年を目途に全般的な検討を行うこととされているため、平成20年6月末までに検討が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 15年5月～ <A地区> A井戸から南東90mの地点で高濃度のジフェニルアルシン酸検出。掘削調査を実施し、高濃度のジフェニルアルシン酸を含むコンクリート様の塊を発見。 <B地区> 11月から広範な井戸水調査等を実施し、地下水汚染の拡大がないこと等を確認。モニタリング調査を継続中。 <p>【最近の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 17年6月29日 調査結果を取りまとめた中間報告書を公表。コンクリート様の塊が神栖地域の地下水汚染の汚染源である可能性が高いとされた。 18年12月1日 掘削調査で除去した汚染土壌等について、神栖市内の廃棄物処理施設で焼却処理を開始。本格処理は概ね1年4ヶ月程度かかる見込み。 <p>【今後の課題】 汚染解明調査の継続 茨城県警による捜査への協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> 14年9月 寒川町のさがみ縦貫道路建設現場で作業員が旧軍毒ガスに被災。 15年4月 平塚市の地方合同庁舎建設現場土壌から毒ガス成分が検出。 15年11月 全国調査結果に基づき、習志野の事案をA事案に分類。 平成15年～16年度 環境調査で地下水、大気、物理探査、土壌、表層ガス調査、不審物確認調査を実施。 <p>【最近の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 17年4月20日 環境調査の結果、寒川・習志野では全ての調査で毒ガス成分を検出せず、「現状においては日常生活を行う上で危険性がない」ことを確認。 習志野では、自衛隊習志野演習場を習志野事案に追加し、防衛庁と連携して環境調査を実施。 18年11月28日 平塚市における環境調査の結果を公表。表層土壌調査の結果、有機ヒ素化合物に汚染された土壌及び有機ヒ素化合物の原体と考えられる白い塊を発見。 <p>【今後の課題】 平塚では、有機ヒ素化合物に汚染された土壌等の掘削、除去、処理等や、適切な環境管理など所要の対策が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 15年11月28日 全国調査結果を公表。既に判明しているもの以外に切迫した事案はなかったが、138 に整理した事案を陸域4分類(A～D事案)と水域に分類。 16年2月4日 都道府県等へ情報収集のため、BC事案を中心に追加的情報収集を依頼。 17年3月25日 17年度において環境調査等の対応が必要な事案(10事案)などを決定。 <p>【最近の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 17年6月29日 環境調査等の対応が必要とされた10事案について、今後の対応方針を決定。 18年3月20日、5月30日 17年度に実施した環境調査の結果、10事案全てについて、日常生活上の安全を確認。所要の環境調査を完了していない3事案*については、引き続き環境調査を実施。 *千葉県千葉市、浜名湖周辺、宮崎県都城市 <p>【今後の課題】 所要の環境調査を完了していない事案について、環境調査の着実な実施</p>